

令和7年度

由布市の教育方針

由布市教育委員会の基本理念



いっぱい 由布市民

由布市教育方針とは

由布市教育委員会が令和7年度中に取り組む、総合的・具体的な教育施策の基本的な考え方や主要目標などについて示したものです。方針の推進にあつては、教育の振興に係る施策の方向性や実現するための事業を定めた「第2期由布市教育振興基本計画（中間見直し）」の実行性をより高めるため、基本的な方針・目標を継続しつつ教育活動の方向性を整理し、新たな社会の動きや重点的な取組の進展を反映した教育環境づくりにも取り組んでいきます。

方針の執行状況管理にあたっては、計画に掲げた目標、施策の基本方向や重点取り組みの実施状況などについて点検・評価を行い、結果をまとめた報告書を由布市議会に提出するとともに、市民の皆様にも公表します。



＜施策体系図＞

第2期由布市教育振興基本計画「G・E・N・K・Iビジョン」

G・E・N・K・I いっぱい由布市民



教育基盤の形成	P 1
生きる力をはぐくむ学校教育の推進「3つの資質・能力の育成に向けた学校教育の推進」	P 2～10
人と人、人と地域をつなぐ 社会教育の推進	P 11～13
「スポーツ振興」 明るく元気な由布の創造をめざして	P 14～15



教育基盤の形成

由布市民の教育・文化活動を推進し、教育・文化の水準を向上するため教育委員会が行っている諸施策は広範囲に及んでいます。市民や団体の教育文化活動を推進するためのさまざまな機会を提供するとともに、各種学校、公民館、図書館、体育施設等の教育文化施設を維持し、資金援助や指導助言を行っていきます。

また、生涯学習時代を迎え、全ての人に生涯にわたる学習機会を提供する必要があることから、教育行政が配慮すべき教育文化活動は飛躍的に広がっています。意義ある人生を築くため、これらをふまえ教育行政を推進していきます。

I 教育委員会機能の向上

- ★教育に携わる全ての人や団体が互いに連携協力しながら子どもを育む活動に取り組むことが必要です。市長と教育委員会は、総合教育会議において、それらの取組の充実をめざして市民の願いや思いをくみ取り、教育諸施策の実現に向け定期的に協議を行います。
- ★近年の社会情勢を反映し課題が増加していることから、月1回の定例会に加え、緊急を要するものについては臨時会を開催し、教育に関する事務の適正な処理について必要な指導・助言・援助を行っていきます。
- ★学校を始めとする所管施設への訪問や、各種会議、研修等に積極的に参加し研鑽に努めます。
- ★教育行政の着実な推進にあたって、構成員である教育委員と、執行行政機関である教育委員会事務局とが共通の目標に向かい、責任を十分に果たし、市民の期待に応えつつ、教育に関する施策等を公正かつ適正に行います。

II 事務局機能の充実

- ★教育・生涯学習は、行政の組織全般にわたって横断的に係るものであるため、関係部署との連携を密にし、施策・事業を推進します。
- ★教育委員会の体制の充実や市民の期待に応える教育行政の展開は、その活動を担う職員の資質能力に負うところが大きいことから、各種研修に積極的に参加し、その資質向上に努めます。
- ★市民一人ひとりが主体的に社会に関わり、活力ある地域社会を創り出していくことが求められていることから「第2期由布市教育振興基本計画（中間見直し）」に基づいた、教育施策の総合的・計画的な推進を図ります。
- ★主要な施策や事務事業の取組状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにし、効果的な教育行政の推進を図るとともに、公表する市民への説明責任を果たすことはもちろん、信頼される教育行政を推進します。

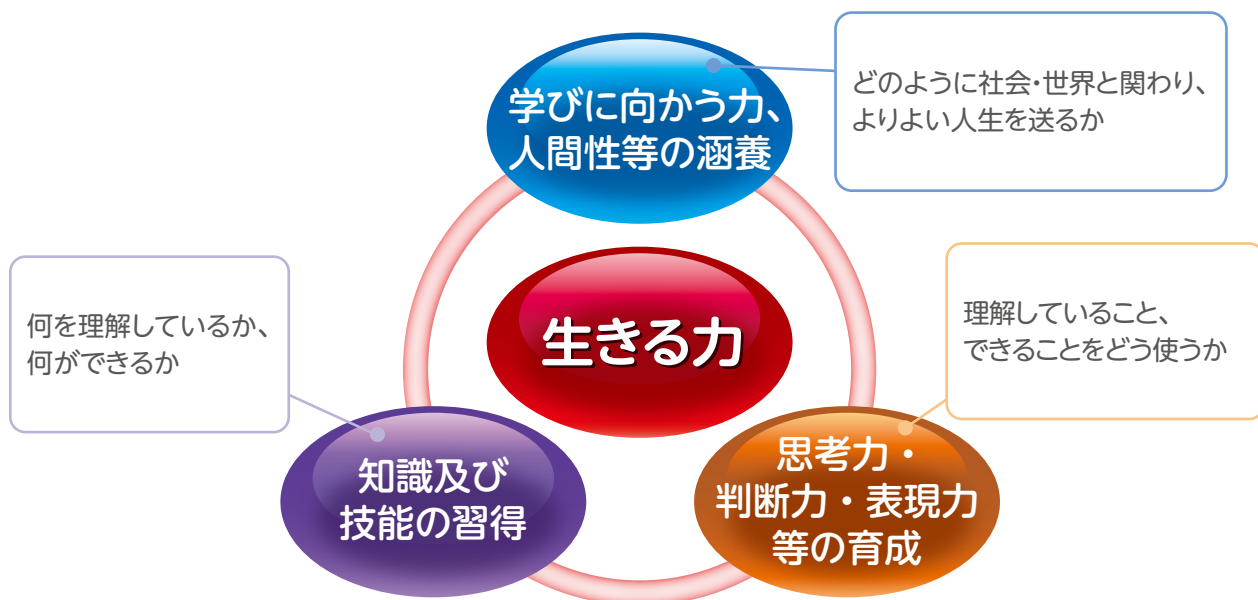


生きる力をはぐくむ学校教育の推進 「3つの資質・能力の育成に向けた学校教育の推進」

子どもたちがより豊かな人生をおくり、よりよい社会を実現していけるように、生きる力を3つの資質・能力に整理しました。この3つの資質・能力は、生きて働く「知識及び技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養です。

由布市では、この3つの資質・能力に沿った目指す子ども像を設定しました。「知・徳・体」の調和のとれた教育施策を通して、具体的な子ども像に迫っていけるよう、由布市のひとづくりを行っています。

「知性に富み、心豊かで、たくましい、由布のひとづくり」



資質・能力	資質・能力を意識した、目指す子ども像
知識及び技能の習得	◆課題解決のために必要な、知識・技能を主体的に身に付けようとする子ども ◆得た知識・技能を整理分類し、活用できるようにしようとする子ども ◆得た知識・技能を再現し、定着させようとする子ども
思考力、判断力、表現力等の育成	◆直面している現象と既有知識との比較や関係づけを行う子ども ◆課題解決の見通しをもとにして、多様な価値観を認めながら、必要な情報を選択する子ども ◆課題解決の過程で生まれる、思考の変化や到達したゴールを様々な手段で伝え合う子ども
学びに向かう力、人間性等の涵養	◆教科における学習や生活から生まれる課題を課題解決の過程を通して、他者と協力して取り組む子ども ◆学びを自分の生き方や社会の改善に生かしていこうとする子ども ◆失敗をおそれず、目的の達成に向けて取り組む子ども

知性に富み、心豊かで、たくましい由布のひとづくり

生きる力をはぐくむ学校教育 3つの資質・能力の育成に向けた学校教育



● 最重点施策

「3つの資質・能力の育成に向けた学校教育の推進」

3つの資質・能力の育成をはじめとした、学習指導要領のねらいを具現化するために、次の10の重点取組を推進します。

I 3つの資質・能力の育成に向けた学校教育の推進

- ① 確かな学力の向上
- ② 豊かな心の育成
- ③ 健やかな体の育成
- ④ 幼児教育の充実
- ⑤ 由布市型人材育成教育の推進 最重点施策
- ⑥ 特別支援教育の充実
- ⑦ 生徒指導、いじめ・不登校に係る教育相談体制の充実 最重点施策
- ⑧ 時代の要請に応じた教育の推進 最重点施策



II 信頼と協働による学校づくりの推進

- ① 地域とともにある学校づくりの推進 最重点施策
- ② 学校職場環境づくりの推進

I 3つの資質・能力の育成に向けた学校教育の推進

① 確かな学力の向上

(1) 基礎・基本の徹底と学びの深化を実現します

- ① 学習指導要領の確実な実施
- ② 「わかる」授業の推進
 - ★ 学びを実感するための「めあて」と「ふり返り」が明確な授業実践
- ③ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現
 - ★ 個に応じた指導の充実
 - ★ 補充学習や家庭学習の充実
 - ★ 他者と協働する学習の充実

(2) 組織的な授業改善に取り組みます

- ① 校長や教頭、小学校教科担任制推進のための専科教員や指導教諭による授業改善に向けた授業観察等の指導・支援
- ② 国や県学力調査、市独自の学力調査の分析と活用、学力向上のための改善策
- ③ 児童・生徒の視点による授業評価の実施
- ④ 1人1台端末の効果的な活用に向けたICTアドバイザーによる支援

(3) 地域人材の活用に取り組みます

- ① 教員経験者や専門家を活用した授業の実施
- ② 地域学校協働活動推進員及び地域人材活用指導員を活用した学校と地域の連携・協働体制の深化、地域協働活動の充実

② 豊かな心の育成

(1) 「特別の教科 道徳」の充実に努めます

- ① 「特別の教科 道徳」の授業と評価の充実
 - ★ 考え、議論する道徳の授業の実践

★一人ひとりのよさを認めて励ます個人内評価の手法の充実

②体験活動の推進

(2)豊かな人権感覚の育成に努めます

①偏見や差別の解消に向けた効果的な学習教材の選定や開発と授業実践の推進

★「人権・部落差別解消推進教育」の充実。特に「部落差別解消推進法」や「障害者差別解消法」の趣旨にそった教育活動および教職員の研修の充実

★「部落差別解消教育」に向けた取組の調査

②情報モラル教育の推進

③人権の視点に立った教育環境の整備

(3)良好なコミュニケーション力の育成に努めます

★「反応を見ながら話す」「反応しながら聞く」の具現化

★児童・生徒が協力し合ったり話し合ったりしながら達成感を味わえる機会の充実

★Q-U調査(学校・学級生活満足度調査)の結果を生かした、良好な人間関係を目指す学級づくりの推進

★人間関係づくりプログラムの全校実施

(4)読書活動の推進に努めます

①読書習慣の確立

★朝読書や全校一斉読書など、読書の機会の拡充と読書量の増加

★司書や図書委員会による「良い本の紹介」や読み聞かせボランティアの活用

★「図書通帳」の活用

②学校図書室の充実と活用

★蔵書の充実と新刊紹介、展示や掲示等による読書の推奨

★社会教育課の「第2次由布市子ども読書活動推進計画」との連動



③健やかな体の育成

(1)健康教育の推進を図ります

①児童生徒の生涯にわたる健康を目指す由布市スクールヘルスアッププロジェクトの推進

②健康診断の充実と結果を活用した学校医・歯科医の指導による個別指導の取組の推進

③むし歯の保有率を減少させるため、学校・歯科医・薬剤師・家庭との連携による食事、歯磨き指導の充実、フッ化物洗口事業の継続

(2)「食育」を推進します

①「食育」に関する事業の展開

★各学校の「食に関する指導の全体計画及び年間指導計画」の実践

★栄養教諭を活用した食育の授業を全校で実施

②安全・安心な学校給食の推進

★学校給食における食中毒や感染症を予防するための衛生管理の徹底

★生産者とのふれあい等による地産地消教育の推進

(3)学校体育の充実を図ります

①体育の授業の充実

★体力・運動能力調査の成果と課題をふまえたきめ細かな指導計画の作成

★指導者の研修や外部人材の活用

★小学校体育専科教員の活用(連携校への訪問等による市全体の授業力向上)

②体力向上プランの実践

★「1校1実践」による運動の習慣化・日常化に向けた取組の推進

③学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた具体的な取組

- ★令和8年からの部活動地域連携・地域クラブ活動移行に向けた具体的取組方法等について関係者協議
- ★総合型地域スポーツクラブ等と連携して地域クラブ活動移行に向けた準備
- ★いくつかの種目で地域クラブ活動への移行の先行実施

④ 幼児教育の充実

(1)「由布市幼児教育振興プログラム」を具現化します

- ①教育方針と指標を明確にした幼稚園経営と評価
- ②園だより(回覧板)やホームページを活用した教育方針等の広報活動
- ③特別支援教育の充実(関係機関との連携、教育相談、個別の教育支援計画・指導計画の作成、5歳児健診のフォロー、修学相談等)

(2)幼稚園教育の充実を図ります

- ①自然体験、社会体験などの体験活動を重視し、「遊び」を通じて、幼児期にふさわしい基本的な社会性を培う教育の充実
- ②小1プロブレムの解消
 - ★架け橋期のカリキュラムの作成及び取組実施
 - ※架け橋期のカリキュラム…学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育を円滑に接続するために必要な2年期のカリキュラム

(3)子育て支援を推進します

- ①就学前保育「保育所(園)・こども園・幼稚園」と小学校の連携の推進
- ②教職員や保育士の合同研修や交流活動
- ③保護者と育みたい力の共有

(4)子育て教育相談の充実を図ります

- ①園児や未就学児の保護者を対象にした子育て相談会の開催
- ②預かり保育の拡充や保育園・こども園との交流会の促進

⑤ 由布市型人材育成教育の推進 最重点施策 1

(1)幼・小・中・高を見通した資質・能力の育成を図ります

- ①校種間連携の強化
- ②連携型中高一貫教育の推進
 - ★中高乗り入れ授業、中高合同教科部会を中心とした学力向上の取組
 - ★中高合同生徒会活動、中高合同ボランティア活動を中心としたリーダー育成の取組
 - ★進路指導部会による由布高校進学希望者増員に向けた取組
- ③小・中連携教育の推進
- ④保・幼・小・こども園連携教育の推進

(2)由布学を通した「課題発見力」「情報収集力」「情報活用能力」の育成を図ります

- ①幼稚園教育、小学校低学年の生活科、小学校～中学校の総合的な学習の時間、由布高校の活性化事業の連動
- ②幼・小・中・高で育てたい資質・能力系統表の活用
- ③地域の「ひと」「もの」「こと」を題材にした学習
- ④地域学校協働活動推進員の活用
- ⑤課題探求型の授業(「課題発見」「情報収集」「整理分析」「情報発信」)の推進
- ⑥情報発信の場(学習内容を報告、発信する場)の設定
- ⑦地域課題の解決に向けて、子どもたちが提言を行える場の設定
- ⑧「由布の学び検定」資料の活用



- ⑨「由布の学び検定」受検の推奨

(3)時代のニーズに対応した4技能統合型の外国語教育を推進します

- ①小・中学校にALTを配置し、4技能統合型の授業を展開
- ②小・中学校外国語部会教員による授業公開
- ③小学校外国語専科教員、中高英語科教員、ALTによる外国語教育推進プロジェクト会議
- ④中学生、由布高校生を対象とした英語技能検定受験料の補助
- ⑤由布高校における韓国語、中国語の検定受験料の補助

(4)キャリア教育を推進します

- ①キャリアノートの活用
- ②体験活動をともなつた体系的な指導
- ★職場体験やボランティア活動、自然体験活動等、発達段階に応じた活動の推進

⑥特別支援教育の充実

(1)特別支援教育についての研修の充実を図ります

- ①教員の専門性を向上させるための校内研修や市の研修の充実

(2)特別支援教育について関係機関と連携を図ります

- ①「個別の教育支援計画、個別の指導計画」の策定と共有
- ②保・幼・こども園・小学校・中学校をつなぐ系統的・継続的な支援の実施
- ③由布市相談支援ファイル「スクラム」の活用

(3)「特別支援教育コーディネーター」を中心に支援体制を確立します

- ①全ての幼稚園、小学校、中学校に特別支援教育コーディネーターを配置
- ②個別の事案を検討するケース会議の実施

(4)発達障がいによる困りを抱えている児童生徒への支援に努めます

- ①特別支援員の配置等人的環境整備
- ★一人ひとりのニーズに合わせた特別支援員の配置と個別指導の実施
- ②教育相談の充実
- ★通級指導など弾力的な運用や特別支援学校のセンター的機能を活用した巡回教育相談、専門家相談の利用の推進
- ③スクールソーシャルワーカー(SSW)やスクールカウンセラー(SC)、指導主事による対応の充実
- ★各校の相談に対応するとともに、関係機関等との連携

⑦生徒指導、いじめ・不登校に係る教育相談体制の充実 最重点施策 2

(1)学校内の教育相談体制を確立します

- ①教育相談コーディネーターを中心とした校内相談体制の充実と「チーム学校」による迅速で組織的な対応(未然防止、初期対応の強化)
- ②スクールカウンセラーを配置した教育相談体制の充実
- ③登校支援員を配置した一人ひとりに寄り添うきめ細やかな支援の実施

(2)市の教育相談体制の整備、充実を図ります

- ①「由布市学校子ども支援センター」配置のスクールソーシャルワーカーや教育相談員、臨床心理士による学校支援の充実
- ②教育支援センター「コスモス」の充実を図り、不登校児童生徒の自立や学校(社会)復帰を支援
- ③「地域児童生徒支援コーディネーター」による支援体制の構築

⑧時代の要請に応じた教育の推進 最重点施策 3

(1) 情報教育を推進します

- ① 1人1台端末を活用した教育活動の充実
- ② 情報社会に適切に対応していくことのできる情報活用能力の育成
- ③ 論理的思考力や情報処理能力の育成を目指したプログラミング教育の充実
- ④ 個人情報や著作権の保護など情報セキュリティの維持・向上
- ⑤ 不登校や病気療養等により、特別な支援が必要な児童生徒に対する遠隔授業を活用したきめ細かな支援
- ⑥ 個々の才能を伸ばすための高度な学びの機会の提供
- ⑦ ICTを効果的に活用するためのノウハウの迅速な収集・分析
- ⑧ ICTアドバイザーを活用した教職員研修の充実

(2) 持続可能な開発のための教育(ESD教育)を推進します

- ① 環境教育の充実を図ります
 - ★ 「由布市学校エコ運動」の推進
 - ★ 各教科等における環境教育の取組の推進
- ② 防災教育・安全教育の充実と感染症予防対策を推進します
 - ★ 非常時の際、学校危機管理マニュアルに沿って、子ども・教職員・保護者・地域住民等がそれぞれの立場で適切に行動できるようにする取組の推進
 - ★ 子どもが安心・安全に過ごせるように、メール等で情報提供ができる仕組みの構築

(3) がん教育・薬物乱用防止教育等を推進します

- ★ 生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力の育成を目指し、体育・保健等の教科学習を中心としたがん教育や薬物乱用防止教育等の取組の推進

(4) 主権者教育・消費者教育を推進します

- ★ 主権者教育・消費者教育の積極的な取組の推進

II 信頼と協働による学校づくりの推進

① 地域とともにある学校づくりの推進

最重点施策 4

(1) 情報共有を推進します

- ① 活動状況や学習定着状況の成果等の学校情報を広く公開（学校だより、ホームページでの発信・学校公開日等）
- ② 学校の情報の迅速な共有（「ゆふポ」による一斉メール、時間外の相談システム等）
- ③ 学校運営協議会における学校経営案、グランドデザイン、学校評価4点セットの共有

(2) 課題・ビジョンを共有します

- ① 育成を目指す資質・能力についての保護者及び地域との共有
- ② 育成を目指す資質・能力の獲得に向けた保護者・地域それぞれの主体的な取組の推進

(3) アクションを共有します

- ① 学校・家庭・地域が連携した教育実践
- ② 学校運営協議会委員、保護者、地域住民の学校の諸活動への参加
- ③ 地域行事・公民館活動との連動
- ④ 地域への広報

(4) 成功体験を共有します

- ① 学校運営協議会における成果・課題の共有



②保護者、地域への広報

(5)信頼される学校づくりの推進

(ア) 特色ある学校づくりを推進します

①校長のリーダーシップによる学校教育目標の達成

★具体的な教育目標と具体的取組等を公表

②組織としての学校運営

★全教職員が参画意識をもって参加する体制づくり（分掌会議や運営委員会等の実施による学校運営体制の確立）

(イ) 学校評価を推進します

①教育活動の改善に生かす学校評価の実施と公表の推進

(ウ) 教職員の意識改革と資質・能力の向上を図ります

①研修（県及び市主催）の充実

★由布市教育研究協議会を中核とした、組織的・計画的な研修・研究活動の充実

★県等が主催する各種研修会への積極的な参加

②校内研究の充実

★学校の教育課題を明確にし、組織的・計画的かつ日常的な授業改善への取組強化（研究テーマや研究仮説の設定と検証、互見授業の実施、指導主事の指導・助言）

★市教研の研究テーマとの連携を強化した校内研の推進

②学校職場環境づくりの推進

(1)安心・安全・協働の職場体制づくりを推進します

①校務支援システムやファイルサーバーの活用及び校務情報の電子化による効率的な学校運営の確立

②外部人材や勤務実態改善計画を活用した働き方改革の推進

③勤務時間の把握のシステム化による適正な勤務時間管理の徹底

④安心して休める職場環境づくりのため教職員確保に向けた由布市版人材リストの作成



Ⅲ 安全・安心な教育環境と教育条件の充実

(1)学校施設や設備の整備・充実

★学校施設等長寿命化計画に基づき計画的な整備を行います。令和7年度は挟間中学校体育館の改修工事を行い、照明のLED化やエアコンの設置により、教育環境の充実に努めます。

★児童生徒数の増加に対応するため、挟間小学校と挟間中学校については、令和8年度からの供用開始に向け、校舎の増築について整備を進めます。

★安全で安心な教育環境を保つために、設備機械等の適切な維持管理に努めます。飲み水や空気についても専門的検査を行います。

(2)子どもたちの登下校等の安全を目指します

★登下校時の通学路における危険箇所をあらかじめ調査し、児童生徒が安全・安心に通学できるよう次の事に取り組みます。

- 1 危険箇所の調査・把握
- 2 通学路安全推進会議の開催
- 3 関係機関・団体との連携
- 4 地図システムを利用した効率的な情報管理

Ⅳ 安全で快適な教育環境の充実

(1) ICTを活用した教育環境の整備

- ★児童生徒や教職員が安心してICTを活用するために、不正アクセスやコンピューターウイルス等に対し、十分な対策を講じることが必要です。教育委員会では、「由布市教育情報セキュリティポリシー」に基づき、必要に応じて見直しも加えながら、対策を講じていきます。
- ★ICTを活用した教育活動には学習端末やネットワーク通信機器が安定して稼働することが不可欠です。計画的に端末等の整備・更新を行い、快適な教育環境の整備に努めます。
- ★教職員が教育活動においてICTを活用できるようにデジタルスキルの向上を目的とした研修を行い、活用促進のサポートを行います。

(2) 教育環境の整備

- ★児童生徒数等の減少する学校（園）においては、集団活動の継続が今後困難になることも予想されることから、「由布市立公立幼稚園、小・中学校の適正規模及び配置の適正化基本方針」に基づき、教育環境としての一定規模の必要性を踏まえ、適正化検討の対象となる学校（園）について今後の方向性の検討や説明に努めます。
- ★教育委員会が関係部局と連携しながら、幼児、児童生徒等の学習・生活の場としてふさわしい教育環境の整備・充実に努め、地域と学校が連携・協働することに努めます。

(3) 遠距離通学・通園に関する環境の整備

- ★幼稚園・小学校の統廃合等による統廃合先への通園・通学に関する環境を整備します。
- ★中学校の遠距離通学生に対する、スクールバスの運行等、安全・安心な通学手段の提供に努めます。
- ★遠距離通学する児童生徒のJRやバスの通学定期代の補助や、自転車購入費補助等を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ることで、安心して子育てできる環境づくりを推進します。

(4) 教育条件の整備

- ★子どもたちの誰もが家庭の経済事情にかかわらず、未来に希望を持ち、それぞれの夢に向かって頑張ることができるよう教育費の負担減を図り、安心して学校生活を送れるよう、市報やホームページを通じて支援制度の周知をし、利用を促進します。
 - 1 学用品費や給食費など、経費の一部を援助する就学援助制度
 - 2 学資の一部を貸与し、教育の機会均等に寄与することを目的とする市奨学金制度



人と人、人と地域をつなぐ 社会教育の推進

「第2期由布市教育振興基本計画」の方針を具現化するため、「第4次由布市社会教育振興計画（令和3年度～令和7年度）」を策定し、各種施策において計画的に取り組を進めてきました。その最終年度である令和7年度は、これまでの総括と令和8年度以降の指針となる新たな「第5次由布市社会教育振興計画（令和8年度～令和12年度）」の策定を行います。

市民一人ひとりが生きがいのある充実した生活を送ることができ、身近に学ぶことのできる場を提供するとともに、主体的な学習活動を支援していきます。また、その中で培った学習成果を積極的にいかしてもらう機会を提供することで、学びと実践の循環に努めていきます。

● 最重点施策

【社会教育・生涯学習】

1 学びのための支援・体制づくり

2 学びと活動の充実

- ◆ 社会教育施設における学ぶ機会の充実
- ◆ 地域リーダー（青少年リーダー）の育成
- ◆ 地域協育の推進
- ◆ 子どもの読書活動の推進

【文化振興・文化財】

3 文化の薫るふるさとづくり

- ◆ 文化財・伝統文化の保存と継承
- ◆ 学習機会の提供

I 学びのための支援・体制づくり

(1) 学びのための体制・施設整備

- ★社会教育や生涯学習を推進・支援する専門職員の適切な配置を行い、各種研修の機会を提供します。
- ★市民が生涯にわたって自由に主体的に、相互学習を進めていくことができるよう、安心して利用できる学びの拠点施設を目指します。
- ★地区公民館の今後の管理運営の形態等について多方面から検討を行います。
- ★市立図書館の利用状況の分析や要望の把握を行い、知りたい・学びたいに応えられる利用しやすい図書館運営を目指します。

(2) 自治公民館活動の推進

- ★各種研修の実施や先進事例の紹介、活動の促進につながるような情報を提供することで、自治公民館活動の活性化を図ります。
- ★モデル自治公民館を選定し、協議・企画・事業実施を支援することで地域課題の解決を目指します。
- ★自治公民館の活動や整備に対する補助支援を継続して行います。

(3) 社会教育関連団体・社会教育支援団体への活動支援

- ★団体が各種課題を共有し連携を図りながら、自主的・自発的な活動を展開していけるように、幅広い学習機会の提供と社会教育施設を利用しやすい体制（利用料の減免）を整えます。

(4) 学習情報の発信

- ★学習情報や団体情報等が取得できるよう「まなびの情報誌」を発行・配布し、市民の学習活動への参加を促進します。また、市報やインターネットを活用して多くの学習情報を幅広く迅速に効果的に発信するとともに、申し込みやすい体制をつくりまします。

Ⅱ 学びと活動の充実

(1) 社会教育施設における学ぶ機会の充実 最重点施策 1

- ★社会的課題や学習ニーズに応じた講座・教室を実施し、参加しやすい学びの環境を整えます。
- ★利用者のニーズを参考にしながら本の提供に努めるとともに、インターネット予約を行い、読みたい本をすぐに読むことのできる環境づくりに取り組みます。
- ★障がい者の生涯学習を支援し、自立や社会参加に向けて学びや交流の場を創出します。

(2) 体験を通じて学ぶ機会の提供

- ★小・中学生を対象とした様々な体験学習プログラムを実施し、その中で直面した課題を解決することで、子ども自身の課題解決能力や自己肯定感を育みます。

(3) 地域リーダーの育成 最重点施策 2

- ★生涯学習事業には、地域の大人による学びの支援が重要であることから、人づくりや地域づくりに関わる地域活性の核となる人材の発掘と活用に努めます。
- ★ジュニアリーダーや、二十歳の集い実行委員会など、自分たちで企画運営しようとする青少年団体の活動を支援し、自主的に取り組む姿勢や、社会参画に意欲をもつ人材を育成します。
- ★令和6年度に由布市ジュニアリーダースクラブが結成され、ジュニアリーダーの活動の幅が拡大し、野外活動や集団活動、異年齢交流などの体験活動を通して、将来地域で活躍できる人材を育成します。

由布市ジュニアリーダースクラブ発足式及び交流研修会の様子▶



(4) 地域協育の推進 最重点施策 3

- ★地域学校協働活動に取り組む中で、地域・学校・家庭がつながりあえる体制を強化します。
- ★ゆふの寺子屋（小学生チャレンジ教室・未来創生塾）を実施し、子どもの居場所づくりや地域全体で子どもを育む体制づくりに努めます。
- ★家庭教育講座や家庭教育サロンを実施する中で、子育て中の保護者同士のつながりづくりや、新たな視点・行動のきっかけづくりに努めます。
- ★学校に地域人材リストを提供することで、様々な学びをコーディネートします。

(5) 人権教育の推進

市民それぞれが部落差別をはじめとする様々な差別を身近な問題ととらえ、「部落差別解消推進法」や「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」の趣旨に沿った人権教育と啓発に取り組めます。

また、「由布市部落差別の解消の推進に関する社会教育基本方針」にのっとり、部落差別解消にむけた取組を推進します。

- ★「人権講座」を計画的に開催し、差別についての認識を深めるための学びの場の拡充に努めます。また、各種団体が行う学習に対し、積極的に補助支援を行います。
- ★地域社会において差別を許さないという気運を醸成していくために、各団体等に差別や偏見に関する認識を深めるための学習機会を提供し、地域のリーダーの資質及び指導力の向上に努めます。
- ★地域の学校における部落差別問題学習の公開授業などを地域住民の学びの場として積極的に活用し、学校教育と連携した学びの推進に努めます。
- ★「人権を大切にする市民会議」と連携し、差別の解消に向けて取り組みます。



湯布院公民館・川上地区集会所合同人権学習会の様子▲

(6) 子どもの読書活動の推進 最重点施策 4

第2期の方向性をより具現化するため、「第2次由布市子ども読書活動推進計画（令和3年度～

令和7年度)」を策定し、各種施策の推進に取り組んでまいりました。その最終年度である令和7年度は、これまでの総括と令和8年度以降の指針となる新たな「第3次由布市子ども読書活動推進計画（令和8年度～令和12年度）」の策定を行います。大人も子どもも一緒になって読書活動を楽しめるよう、発達段階に応じた読書習慣の形成や読書への関心を高める取組を推進していきます。

- ★小学校入学時に図書通帳を贈呈し、読書に親しむためのきっかけを作ります。
 - ★子ども司書を養成し、活動や活躍する場を提供することで、子どもから子どもへ読書の輪を広げていきます。
 - ★学校図書室をはじめ読書活動関係者との情報共有を密にし、連携を促進します。
 - ★ボランティアグループによる読み聞かせ活動を推進します。
 - ★こども園・幼稚園・小学校等へ市立図書館の蔵書を貸し出す「出前図書館（にじいろゆうびん・あおぞらゆうびん）」を実施します。
 - ★障がいのある子どもや日本語指導を必要とする子ども等の多様な子どもたちの読書機会を確保するためアクセシブル（※1）な環境の整備・提供に努めます。
- （※1）点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍等。



令和6年度子ども司書養成講座の様子▲

Ⅲ 文化の薫るふるさとづくり

(1)文化財・伝統文化の保存と継承 最重点施策 5

文化財の保存や活用、郷土芸能など地域に根ざした伝統的な文化活動は市民共有の財産であるとともに、市の魅力を形成するものとして、次世代に引き継いでいく必要があることから、こうした文化財等を保存・活用・継承する取組を進めていきます。

- ★文化財調査委員会と連携し、指定文化財の保存整備、新たな指定、公開など、文化財の保護と活用を推進するとともに、文化財パトロールを実施し文化財の適正保全に努めます。
- ★指定文化財の案内板、説明板等の点検・整備を行います。また埋蔵文化財包蔵地における開発行為に対し、適切な指導を行います。
- ★文化財は市民共有の財産であるという認識を持ち、次の世代へ伝えていくために、文化財の保存・活用を目指し、将来的なビジョンや具体的な事業等の実施計画を定めることを目的に、「由布市文化財保存活用計画」策定に向け由布市全地域を対象とした文化財悉皆調査を行います。また、その拠点となる「由布市歴史民俗資料館」の今後のあり方について調査・研究を行い、施設の移転も含めた積極的な整備及び活用を図ります。
- ★文化財行政の将来を担う人材の育成を大学との連携により推進するとともに、企業や研究機関と連携・協力し、文化財の保護・保全及び新たな価値を引き出します。
- ★市報に「木綿の山通信」を掲載し、文化財・伝統文化の紹介を行うことで市民の文化財や地域の文化、伝承への興味・関心を高められるよう努めます。

(2)学習機会の提供 最重点施策 6

- ★子どもたちが地域の歴史・文化を楽しく学べる場をつくります。また、子どもたちが学習してきた力を試せる場として、市内小中学校、高校と連携して「由布の学び検定」を実施します。
- ★学校等で出前講座を行い、地域の歴史文化資源をいかした学習を推進します。
- ★子どもたちにふるさとの歴史や文化に実際に触れる機会を提供するために「ふるさと探検部」を組織し、活動に取り組めます。

(3)芸術・文化活動への支援

- ★市内で活動する、芸術・文化団体を支援し、活動機会等の情報提供に努めます。
- ★ならねっ子まつりや、偉人マンガを通じて、由布市出身の児童文学者「後藤檜根」の功績を市の文化財産として大切に後世に引き継ぎ、児童文化の振興を図ります。

<<第4次由布市社会教育振興計画ダイジェスト版を兼ねる>>



「スポーツ振興」明るく 元気な由布の創造をめざして

2024年は、第33回オリンピック競技大会、第17回パラリンピック競技大会がフランスのパリで開催され、日本選手が活躍し、多くの感動と元気を与えてくれました。由布市においても、第78回国民スポーツ大会（SAGA2024国スポ）ライフル射撃競技会が大分県庄内屋内競技場と由布市湯布院スポーツセンターで実施されたほか、「由布市わくわくスポーツDAY」等の行事を開催しました。

引き続き、由布市が提唱している「健康立市」のもと、第2期由布市教育振興基本計画「『G・E・N・K・I』ビジョン」に基づき、スポーツ・レクリエーション活動に関する施策に取り組みます。

● 最重点施策

1 スポーツ施設の整備、管理運営、利用の向上

- ◆ スポーツ施設の環境整備と広域圏相互利用、合宿誘致等による利用率向上

2 市民のスポーツ・レクリエーション活動への参加、運動習慣の定着

- ◆ 「健康立市」宣言の具現化に向けた取組
- ◆ スポーツ・レクリエーション活動を通じて、心身の健康・生きがい・仲間づくり

I スポーツ関連施設の整備・充実 最重点施策 1

- ★スポーツ施設の適正な維持管理に努め、市民が安心・安全にスポーツ・レクリエーション活動ができるように必要性、緊急性を考慮しながら公共施設等総合管理計画に沿って環境整備に努めます。
- ★大分都市広域圏で運用している公共施設予約システムについては、今年2月から施設予約のオンライン申請や施設使用料のオンライン決済が導入され、オンライン手続きの機能が充実しました。本年度も引き続き、施設利用時の利便性向上に向けて、オンライン手続きの普及を図ります。

II スポーツ団体の育成

市内の3地域に「総合型地域スポーツクラブ」があり、市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加する機会を提供する役割を担っています。また、競技スポーツの技術力の向上を目的とする「スポーツ協会」や、専門的な技術や知識を有した経験者で組織された「スポーツ推進委員協議会」、スポーツ活動を通じて青少年の健全育成を目的とする「スポーツ少年団」があります。

- ★各スポーツ団体の育成に向けて、それぞれの団体に適した研修会や競技大会を開催するとともに、活動に関する情報発信に努めます。これからも多世代、多種目、多志向に対応した活動、また、部活動との連携も視野に入れながら、連携を図っていきます。

III スポーツ・レクリエーション活動の推進 最重点施策 2

- ★「健康立市」のスローガンのもと、「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」「介護予防」の達成に向けて幼児期から高齢期までのライフステージに応じた運動を継続的に行うことで、生涯にわたり健康的な生活が送れるよう、世代に応じたスポーツ・レクリエーション活動を推進します。
- ★子どもから高齢者までの世代を問わず一緒に取り組める「ニュースポーツ（軽スポーツ・やわらかいスポーツ）」は、楽しみや喜びを生み出し地域の活性化に繋がるため、ニュースポーツの普及を図ります。

人と人、人と地域をつなぐ
社会教育の推進

「スポーツ振興」明るく元気な
由布の創造をめざして

IV 合宿の誘致

- ★湯布院スポーツセンターは、昭和43年に当時の日本体育協会によって整備された施設で、令和7年には開設から57年を迎えます。コロナ禍前に比べて利用団体は増加傾向にありますが、これまでスポーツ大会や強化合宿等で利用していた団体に対して、引き続き合宿の誘致を行います。
- ★湯布院スポーツセンターの利用率向上に向け、由布市内のスポーツ団体はもとより、小・中・高等学校に対して校外授業等による施設の利用を呼びかけます。
- ★国際大会に日本代表として出場する団体の合宿や、キャンプ地としての誘致を引き続き行います。

V スポーツ大会・スポーツ交流活動の推進

- ★日頃の練習成果を発表する場としてスポーツ大会を開催し、参加者相互の親睦を図ります。
- ★各地域で開催されるスポーツ大会が継続して実施できるよう支援を行います。
- ★ニュースポーツを導入しながら、多くの市民が参加できるようスポーツ交流活動の推進に努めます。
- ★「湯布院SPA健康リレーマラソン」は、会場を2019年から湯布院スポーツセンターに変更して開催しています。今後も環境整備等を行い、充実した大会となるよう支援を行います。

VI 競技スポーツの振興

- ★市民スポーツ大会や県民スポーツ大会等、競技スポーツの大会で好成績が得られるよう、スポーツ協会等の活動を支援します。
- ★学校やスポーツ関連団体との連携を密にして、選手の発掘等を行うとともに、組織の拡充を図りながら競技力の向上を目指します。
- ★競技スポーツの国際大会や全国大会等に出場する、由布市出身の選手を支援します。
- ★世界で活躍するトップアスリートや指導者を招いて交流会や研修会等を開催し、参加した選手や指導者が高いレベルを身近に体験することで、個々の技術力向上と競技スポーツの普及に繋げて行きます。
- ★スポーツ指導に関する研修会等を実施し、指導者の技術向上に努めます。

由布市教育委員会 事務局・関係施設連絡先

《教育委員会事務局》
由布市庄内町柿原302番地
(由布市役所本庁舎本館3階)

□ 教育総務課 097-582-1177

【主な業務】

総務係：教育委員会の運営及び庶務、
スクールバス、奨学金、教育方針
学校施設係：学校施設の利用許可、学校施設整備

□ 学校教育課 097-582-1179

【主な業務】

学校教育係：修学相談、就学援助、
学校・幼稚園の転入、学校行事
中高一貫教育係：由布高等学校関係

【関係施設】

学校給食センター 097-582-0500

□ 社会教育課 097-582-1203

【主な業務】

生涯学習係：社会教育の推進、青少年健全育成
文化振興係：文化財・伝統文化の保護継承
公民館係：市全域に係る教室・講座の実施、
自治公民館支援

【関係施設】

挾間公民館・由布市立図書館	097-583-1118
庄内公民館・庄内図書館	097-582-0214
湯布院公民館・湯布院図書館	0977-84-2604
湯平地区公民館	0977-86-2232
川西地区公民館	0977-84-5022

□ スポーツ振興課 097-582-1217

【主な業務】

体育振興係：スポーツの振興、
スポーツ施設の整備及び管理運営、
スポーツ協会、スポーツ少年団

【関係施設】

由布市湯布院スポーツセンター 0977-84-2130